

議案第44号

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月2日

西脇市長 片山象三

(理由)

国家公務員災害補償法の改正による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

西脇市消防団員等公務災害補償条例（平成17年西脇市条例第 177号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合に おいては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合に おいては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の西脇市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき理由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。